

マイエナジープラン①

付帯契約料金
都市ガスと電気のセット割引

2018年6月1日実施

エネックス株式会社

料金その他の供給条件の内容

マイエナジープラン①

1. 対象となるお客さま

次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気需給契約と、当社が指定するガス需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定された料金と(1)に該当するガスの料金を継続して一括して請求できること。

2. 供給条件の変更

- (1) 当社は、この供給条件を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以东〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この供給条件を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 小売電気事業の登録の申請等に関する省令第3条第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3. 契約の成立および契約期間

- (1) マイエナジープランは、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、マイエナジープランが成立した日から、マイエナジープランが成立した際、現に契約している電気の需給契約の契約期間の満了日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、マイエナジープランは、契約期間満了後も、契約期間満了の際現に契約している電気の需給契約の契約期間に応じて、同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

4. 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日の直後の計量期間等の始期といたします。

ただし、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日に1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用が開始されていない場合は、1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用開始の日といたします。

5. 料金

- (1) 割引額は、当社がガス需給約款に定める、基本料金から(2)のマイエナジープラン割引額を差し引いたものといたします。

なお、マイエナジープラン割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

- (2) マイエナジープラン割引額

1 契約につき	108円00銭
---------	---------

6. マイエナジープランの消滅

- (1) お客様がマイエナジープランを廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。
- (2) マイエナジープランは、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日にマイエナジープランが消滅したものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、マイエナジープランを解約することがあります。
 - イ 需給約款31（解約等）(1)に準ずる場合
 - ロ お客様が契約期間満了に先立って電気の需給契約を廃止される場合または需給約款31（解約等）(1)に準じて当該需給契約を解約する場合
 - ハ 1（対象となるお客様）(1)または(2)を満たさなくなった場合

7. その他

- (1) マイエナジープラン引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。
- (2) その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約種別の供給条件に定めるところによるものといたします。

附則（実施期日）

この供給条件は、平成30年6月1日から実施いたします。